

第460回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開催日時		令和7年8月28日 木曜日 9時30分～10時45分				
開催場所		金沢駅西合同庁舎 2階 共用第2会議室				
出席委員	公益代表委員	奥井めぐみ	木村 弘	田中 英男	長澤 裕子	舟橋 秀明
	労働者代表委員	九野 光佑	酒井 努	南 芳雄	西田 翔	
	使用者代表委員	眞田 昌則	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕	山下 活博
	欠席委員	労働者代表委員 山田 とき美				
	事務局	八木労働局長	細貝労働基準部長			
		河野賃金室長	石間賃金室長補佐	南出給付調査官	春名賃金調査員	
議題	1.開会					
	2.議題					
	(1) 石川県最低賃金の改正決定に対する異議申し出について (2) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (3) その他 ①資料説明					
	3.閉会					
議事内容	• 別紙のとおり					

令和 7 年度 第460回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和 7 年 8 月 28 日 (木)

9 時 30 分～10 時 45 分

金沢駅西合同庁舎 2 階 共用第 2 会議室

【木村会長】 定刻となりましたので、第 460 回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。審議会の成立状況について報告をお願いします。

【事務局】 補佐 本日は、労働者代表の山田委員から欠席のご連絡をいただいております。現在、15 名中 14 名のご出席で、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数委員の 3 分の 2 以上、又は、公労使各委員の 3 分の 1 以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望者は 0 人です。

【木村会長】 それでは議事に入る前に本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益側は私、木村が行います。労働者側は南委員にお願いいたします。使用者側は橋本委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。8 月 12 日の答申に対する異議の申出の審議を行います。異議の申出について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 室長 その前に、答申の中にありました国への要望につきまして、先日 8 月 26 日に労働局長が本省に要望に行って参りましたので、その件につきまして簡単に局長からご説明させていただきます。

【事務局】 局長 今、説明がありましたとおり、皆様方の報告・答申のことを踏まえて 26 日に厚生労働省の方に行って要望等を伝えてまいりました。特に審議の中ありました労使双方からも、能登半島地震、豪雨を踏まえた中での状況、また中小企業においての厳しい状況、そういう中で環境整備をちゃんとしっかりしてほしいという話を伝えるとともに支援策などについても今後引き続き継続的に賃上げができる環境の整備をしっかり構築して欲しいということを伝えるとともに、特に具体的にあった最低賃金の発効日についても各地域においてかなりばらつきが出ているともう皆様方ご承知のと

おりかと思いますが、それについても今後の考え方について中央の審議会の中で議論してほしいという内容を伝えてきたところでございます。

特にそこら辺については、本省の方からもしっかり議論を今後していきたいという話とかもありましたので、また改めて議論がされるのかなと思っておるところでございます。

以上簡単でございますが、本省の方に行った時の状況でございます。

【事務局】室長

議題の方に戻らさせていただきます。

石川県最低賃金の改正決定につきましては、答申をいただきました8月12日から意見の申出の公示を行っていたところ8月27日、昨日に異議申出があったことをご報告いたします。それでは異議の申出について、諮問をさせていただきたいと思います。

【事務局】補佐

会長と局長、恐れ入ります所定の位置にお進みいただければと思います。

【事務局】局長

最低賃金の意見に関する異議の申出について。

標記について、石川県労働組合総連合から別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので意見を求める。

(諮問文を手交。)

【木村会長】

ただいま諮問をお受けいたしました。事務局より異議の内容とその他参考とすべきものがあれば説明をお願いします。

【事務局】室長

異議の申出は先ほど局長の方からもありましたように、石川県労働組合総連合から書面により提出されており、その写しを別冊3の資料として付けさせてもらっております。ご確認をお願いいたします。

提出された異議の内容は下の方に書いていますとおり、最低賃金の3要素において、第457回石川地方最低賃金審議会で提出された資料、別冊4の10ページ「最低生計費試算調査」全国どこでも時給1,600円から1,800円以上必要を参考とすれば今回の改定額は大きく乖離しているとなっており、石川地方最低賃金審議会において再審議を求めるというものであります。

この異議申出を受けて、石川労働局長からの最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についての諮問文の写しも別冊3の資料としてお付けしております。

ますのでご確認をお願いいたします。

【木村会長】 それでは当審議会の8月12日の答申に対する異議の申出の審議に移ります。

異議の申出について各側のご意見を伺いたいと思います。まず、労働者側委員の皆様いかがでしょうか。

【南委員】 労働者側としましては、これまでの春闘の状況、価格の高騰、格差是正、能登地震の関係もありまして、しっかりした議論をしてきたところでございます。結果的には全会一致とはなりませんでしたが、議論の中ではしっかりと審議自体は正当だと思っています。

【木村会長】 他の労働者側委員の皆さんもよろしいんでしょうか。

それでは使用者側の皆さんもいかがでしょうか。

【橋本委員】 今回の最低賃金の審議につきましては、労働者側のこれまでの地域間格差の是正ということも念頭において、そういった一步を踏み出すことができたかなと思います。

一方でこの賃金の引き上げというのは、今の石川県ですと能登半島の地震、豪雨こういったものにも配慮が必要ですし、それと特に影響があるのは中小・小規模事業者なので中小・小規模事業者に対する支援をどうするのか具体的に言わせてもらいますと、支援、支援って言って具体策がないんですけど、この賃金を上げるということはコストが上がるということなので、分かりやすく言ったら価格転嫁をスムーズにできるようにすればそれでいいんですが、そこの支援をきちんとしないと、今まで経っても具体性のない支援策で終わってしまいますので、是非そこはきちんとこの賃上げに対応できるような構造にしていただきたいなと思います。

異議に対しての意見としては、これは私どもとしては真摯に議論をした結果でございますので、異議は却下でございます。

【木村会長】 他の使用者側委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、ご意見をいただいたとおり本件については当審議会として十分審議済みであることから、令和7年8月12日付け答申のとおり、決定することが適当であると答申すべきと判断いたしますが、よろしいでしょ

うか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】 それでは事務局は答申文案を作成し配付をお願いします。

(答申文案を配付)

【事務局】 室長 答申文案を読ませていただきます。

令和7年8月28日、石川労働局長、八木健一殿

石川地方最低賃金審議会、会長木村弘

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年8月28日貴職から、令和7年8月27日付け石川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する石川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

令和7年8月12日付け「石川県最低賃金の改正決定について（答申）」のとおり決定することが適当である。

【木村会長】 この答申文案でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】 答申内容を了承されたので、このとおり労働局長に答申することいたします。

【事務局】 補佐 会長、局長所定の位置にお願い致します。

(答申文手交。)

【事務局】 補佐 ただ今、令和7年8月12日答申のとおりの答申をいただきましたので9月8日の官報公示、そして10月8日の改正発効に向けて、事務手続きを進めさせていただきたいと思います。

【木村会長】

それではこれで石川県最低賃金の改正審議は全て終了となります。最低賃金審議会令第6条第7項の規定によりまして、石川県最低賃金専門部会を廃止いたします。

続きまして、議題2特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、に入ります。特定最低賃金の改正決定を求める申出書を審査した結果と関連資料について事務局から報告お願ひします。

【事務局】補佐

お手元の資料1ページからをご覧ください。先ず、こちらの資料は、本年8月4日に開催された第71回中央最低賃金審議会の資料として配付されているものでございます。4ページには、特定最低賃金が、労使のイニシアティブにより決定されることなどの基本的な考え方、7ページには、改正を申し出る際の要件などが記されています。また、10ページ目からは、特定最低賃金の調査審議に際してご留意いただきたいことや、参考事例も記載されておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

今般、提出がございました5つの特定最低賃金の改正申出について、審査した結果をご報告申し上げます。審査結果は、資料の12ページからとなります。

最初のページは、紡績等繊維工業の特定最低賃金改正申出についての審査結果表になります。表の上段は申出事項、下段が審査結果となります。次のページからは申出書写しとなります。同様に、16ページ以降は、申し出のありました他の4つの産業についての審査結果表と申出書をお付けしております。なお、審査に際しては、労働協約における合意人数につきまして、労働組合法第17条にあります「一つの工場事業場に常時使用される同種の労働者の4分の3以上の数の労働者が一つの労働協約の適用を受けるに至ったときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関するも、当該労働協約が適用されるものとする」との規定にも配意して審査をしております。

今般の5つの産業にかかる特定最低賃金の改正申出につきましては、いずれも疎明資料等の必要書類が添付されており、基幹的労働者の3分の1以上の労働協約適用または合意がありましたので、申出要件を満たしていることをご報告いたします。

そのほかの参考資料として、資料の33ページに、平成23年以降の最低賃金額の推移を、34ページには、特定最低賃金の改正答申があった場合の最短発効予定日の一覧表をお付けしております。仮に12月31日に指定日発効とする場合には、10月30日までの答申が必要となる旨をご確認いただける内

容となっております。

また、資料の別冊 1 として、改正申出があった特定最低賃金適用産業についての「最低賃金に関する基礎調査結果」、別冊 2 として、最近の各種経済指標もございますので、御活用いただければ幸甚です。

【木村会長】

ただいまの報告について、ご質問はございますでしょうか。

それでは申出要件が具備されているとの報告でありますので事務局はこの後の手続きに移ってください。

【事務局】補佐

それでは特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問となります。諮問文の写しは資料の 32 ページにございます。

それでは会長と局長には所定の位置へお進みをお願いいたします。

【事務局】局長

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

【木村会長】

只今、諮問をお受けしましたので、5 件の特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、これから審議を始めます。

その前に先日、8 月 21 日に開催された運営小委員会での検討結果につきましては、運営小委員会の委員長である私から本審委員にお伝えをさせていただきたいと思います。

まず労働者側からは、紡績について一部経営者の意向も汲んで手続きを、必要な要件を満たした申し出をしており、ルールに沿った手続きをしている以上、改正の必要性ありとすべきではないかとのご意見をいただいております。

一方使用者側からは、地域別最低賃金が大きく上がっている中、紡績について改正の必要性ありとするのは難しい状況であるとのご意見をいただきました。

これを踏まえまして、運営小委員会の検討結果としましては、紡績については改正の必要性については労使の意見の一致には至らなかった、一般機械、自動車、電気機械、百貨店については改正への必要性ありとの議論となっております。

運営小委員会での検討結果を踏まえまして、本日の本審において労使双方から個別にご意見をお聞きしつつ、改めて審議していくわけですが、まずはこの場で双方の概括的なご意見を伺えたらと思います。

まず労働者側の皆様からご発言をいただけたらと思います。

【酒井委員】

5つの特質のうち、4つは必要性ありますそちらはよかったですなというふうに考えているところでございます。ただ、紡績・繊維の特質については、小委員会ではなしという話はあったんですけども、繊維の特質に関しましては、これまでも小委員会の時も参考人で話をさせていただきましたが、ルール上必要な資料がしっかりと提出させていただいているということ、あとは参考的にということにしかならないと思いますけども、経営側からの委任状をとってですね、しっかりやらせていただいているというところがあります。それだけ意識を持っているということは一つ理解いただきたいということでございます。

橋本委員から話があった、価格転嫁しなければならないということと、中小・小規模事業者への支援が必須なんだということは本当にごもっともだと思ってまして、まさにそこをやらなければならぬということは必要だと思ってます。今、価格転嫁の議論につきましては、我々の方でもアンケート調査等を行いながら要請活動も行いながらやっていた結果あると思うんですけど、あの価格転嫁の指針ですとか、下請法の改正とかですねそういう取り組みが進んでいますので、中小企業対策については、少しずつ動きが出てきたのかなというふうに考えている中で、いわゆるこの繊維の特質ということで言いますと、やはり地盤はあくまでセーフティネットですと、で特質というのはその産業の優位性を求めるということであるとすれば、やはり繊維の特質があることによって、産業の優位性を高めてどこの業種も人手不足ですので、やはり人を入れなければならないことがありますし、人が流出してはいけないというものがありますので、やはり繊維についてもこの特質があるのであれば、しっかりと議論してしっかりと特質として議論をした上で審議して結果を出していくべきだというふうに考えております。石川と言いますと繊維の業種はかなり意識が高い県だと考えています。もともと繊維王国石川というふうに呼ばれていますし、関連の業種、繊維リソース石川という団体もありますけれども、その会長は馳知事がやっていたりですね、石川ではあのヤーンフェアという繊維の見本市みたいなのですかね、石川と福井でだいたい繊維の産地だということでですね、いつも行っています。去

年は石川で今年は福井でやるというふうになってまして、やはり北陸は繊維の産地ということでは本当に全国的にも、知られているところでございます。ということで言いますと、やはりこの特賃に関してはしっかり必要性、ルールはしっかりとルールとして出してありますし、基幹的な産業であると言えると、私は考えておりますので、そういう意味でこの特賃はしっかり必要性あるとすべきではないかなというふうに考えているところでございます。

【木村会長】

その他労働者側委員の皆様いかがでしょうか。

それでは続きまして使用者側委員の皆さまいかがでしょうか。

【橋本委員】

結論として、先日開催された運営小委員会の議論のとおりといいますか、そのように思っておりまして、あと今現在の地域最賃の金額が仮に適用されると、現在のこの特定最賃の金額を全て上回る状況になっているので兼ねてから私どもが申し上げているとおり、これだけ地域最賃が上がると、もう特定最賃というのではなくて、地域別最賃一本でいいのではないかと思います。

そして産業の優位性の話されたけど、私どもはどんな産業もこれ何一つ欠けても社会は回りませんので、それは優位とかじゃない全て大事な産業ではないかなと思っております。そういうことで運営小委員会でお話してさせてもらった、それを支持させてもらうのと同時にゆくゆくは特定最賃よりも地域最賃一本で行きましょうと、こうご提案をさせてもらいまして意見とします。

【木村会長】

その他の使用者側委員の皆様、いかがでしょうかよろしいですか。

それでは本審議会を一旦休憩いたしまして、先の運営小委員会での検討結果を踏まえつつ、労使双方からそれぞれ個別にご意見をお伺いしたいと思います。その上で改正の必要性について正式に決定したいと思います。

事務局は控え室の案内をお願いします。

【事務局】補佐

労働者側の控え室は2階の第4会議室を、使用者側の控え室は同じく第3会議室をご用意してございます。

(公労・公使折衝)

【木村会長】

それでは審議会を再開いたします。

労使双方からご意見をいただきました。結果といたしましては、5つの特定最低賃金のうち、紡績については全会一致に至らず、特定最低賃金改正決定についての必要性ありとの結論に達しませんでした。その理由につきましては、労働者側委員からは紡績は県内における基幹的な業種であり、要件を満たした申し出が行われているなど、優位性と人材確保の面で発展を視野に、地域別最低賃金を上回る特定最低賃金を設ける必要があるとのご主張がありました。

使用者側からは、地域別最低賃金の水準がこれまでになく高くなっている現状を考慮すると、特定最賃のみならず、全ての産業が継続的に発展していくことの方が重要であるとのご主張で、全会一致には至っておりません。

一方、一般機械、自動車、電気機械、百貨店については労使とも改正決定の必要性ありということですので、このようにまとめさせていただこうと考えております。

労使双方から補足のご意見等はございますか。よろしいですか。それでは先ほど申し上げましたとおりの結論といたします。

事務局は答申文案を配付して読み上げをお願いします。

【事務局】室長

答申案を読み上げさせていただきます。

産業の細かな名称については、略称でご紹介させていただきますので、ご了解ください。

案

令和7年8月28日

石川労働局長、八木健一殿

石川地方最低賃金審議会、会長木村弘

石川県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和7年8月28日付け石労発0828第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮詢のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので答申する。

記

1. 繊維

続きまして、冒頭の部分については省略させていただきます。慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

1. 一般機械、2. 自動車、3. 電気機械、4. 百貨店

以上の答申文案でございます。

【木村会長】 この答申文案でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】 それでは了承を得ましたので、このとおり労働局長に答申することといたします。

【事務局】 補佐 木村会長、局長、所定の位置にお進みください。

【木村会長】 それでは石川県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申いたします。

【事務局】 補佐 ただ今、必要性ありとのご答申をいただきました4件の特定最低賃金の改正決定につきまして、一括して諮問をさせていただきます。局長と会長は再び所定の位置にお進みください。

【事務局】 局長 最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第15条2項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

1. 一般機械、2. 自動車、3. 電気機械、4. 百貨店

【木村会長】 ただいま諮問をお受けいたしました。

事務局は諮問文の写しを各位に配付してください。

（諮問文写し配付）

【木村会長】 皆様に諮問文の写しが配付されましたので、ご確認をお願いします。

何かご質問等がありましたらご発言お願いします。よろしいですか。

ないようですので、それぞれの特定最低賃金につきまして、専門部会を設置し、審議していくことといたします。

なお、最低賃金審議会令第6条第5項では、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができますと規定されております。専門部会で全会一致の結論が得られた場合にはこれを適用したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】 異議なしとのことですので、各専門部会で全会一致の結論が得られた場合には最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたします。

また、機械・自動車関係の2つの専門部会につきましては、従来合同専門部会方式で審議を進めてまいりました。

今年度も合同専門部会方式で審議を進めていくということでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】 異議なしということですので、機械・自動車関係の2つの専門部会につきましては、合同専門部会方式で審議を進めていきます。

それでは専門部会の設置等につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 補佐 専門部会は公労使それぞれ3名以内の同数を持って組織することとなっております。労使代表の専門部会委員につきましては、労使とも当該産業に関係のある方2名を入れることとされており、本日付で委員候補者の推薦公示を行い締切日は9月18日木曜日といたします。併せて関係労使の意見聴取につきましても、同日程で公示させていただきます。

次に特定最低賃金の答申に係る審議会本審と専門部会の開催についてですが、仮に発効日を昨年と同じ12月31日とすると、本審の答申は10月30日までに、異議申し立ての審議は11月17日までに行う必要がございます。今後各専門部会委員が決定され次第、速やかに本審と専門部会の開催日程を調整させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【木村会長】 それでは例年どおり 12 月 31 日の発効を目指すことにいたしたいと思いま
すが、労使各位ともよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】 異議なしとのことですので、12 月 31 日の発効を目指すことといたします。
事務局は日程調整をお願いいたします。
その他、本日提出されている資料について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長 別冊 2 に、各種経済指標について付けさせていただいております。今後の
審議での参考にしていただければと思っております。

【木村会長】 ただいま、資料説明についてご質問等はございますでしょうか。
なければ、本日の議事次第は全て終了いたしますが、事務局から事務連絡
等ありましたらお願いします。

【事務局】 補佐 今後でございますけども、今回、諮問をさせていただきました 4 つの特定
最低賃金につきまして、令和 7 年 12 月 31 日の改正発効を目指すことで
ございますので、専門部会につきましては 10 月中での開催を予定させていた
だいて、日程調整をさせていただきたいと思います。

その中でどれか一つの産業でも、全会一致に至らないということでござい
ますと、答申いただくための本審を開催することとなりますので、次回の本
審については 10 月 30 日の開催を基本としまして、また異議申立てがあった
場合に開催する異議審については、11 月 17 日の開催を基本としまして、日
程を調整させていただきたいと思います。

本審委員の皆様におかれましては 10 月 30 日、11 月 17 日両日の開催日程
にご配意をお願いします。

【木村会長】 日程調整につきましては、委員の皆様のご協力を願いいたします。
以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

